

会員に関する規程

平成24年 4月 1日 制定

平成24年11月20日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

令和 5年 3月17日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本砕石協会（以下、「本協会」という。）の会員の資格や入会、退会等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員)

第2条 本協会の目的、事業に賛同し、原則として砕石業を営む法人及び個人は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

(賛助会員)

第3条 本協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書及び表明・確約書を提出しなければならない。

2 会員になろうとする者は、理事会の入会承認の日の1ヶ月後の日をもって入会日とする。

(入会金及び会費等)

第5条 会員は、別に定める入会金及び年会費等を納入しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、本協会に対しての責務を果たしている限りにおいて、次の条件で退会することができる。

2 退会を希望する会員は、所定の退会届を提出しなければならない。

3 退会する会員は、会費その他の債務の履行を果たさなければならない。

4 正会員の退会届は退会希望日の3ヶ月前までに支部に提出し、支部は正会員の義務を履行していることを確認し、地方本部を経由して会長（本部）へ提出する。

5 賛助会員の退会届は退会希望日の3ヶ月前までに地方本部に提出し、地方本部は賛助会員の義務を履行していることを確認し、会長（本部）へ提出する。

(除名)

第7条 会長は、会員が定款第9条に定める除名の要件に該当する場合には、速やかにその実態を調査しなければならない。

- 2 会長は、実態調査後、速やかに理事会を招集して当該会員への退会勧告及び処分について諮らなければならない。
- 3 会員の除名処分案を総会に付議する場合には、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 除名は、総会の決議した日をもって退会日とする。ただし、当該日までの会費その他の債務の履行を果たさなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 8 条 会員は、定款第 10 条の規定により、その資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失の日までの会費その他の債務の履行を果たさなければならない。

- 2 会員資格の喪失は、本協会がその事実を確認した日をもって退会日とみなす。

(細則)

第 9 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 17 日に一部改正し、同日から施行する。